

近畿大学 法学

第四十八卷
第一号

論 説

情報公開の実施機関(二・完)……………西鳥羽 和 明(一)

— 議会、警察、地方公社について —

環境基準について……………吉 川 正 史(六)

多国籍企業に対する統一体としての責任追及……………田 中 美 穂(八)

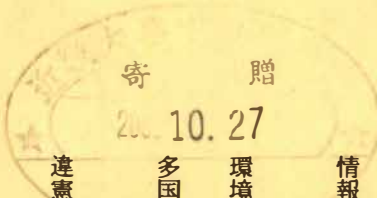
— 実質法、抵触法及び規律管轄権の観点から —

違憲審査における「二重の基準論」再考……………有 田 伸 弘(三)

翻 訳

ヴィルヘルム・エーベル「バルト海地域におけるリユーベック法」

稲 元 格(一〇)



第四十七卷 第二号 目次

論 說

交際事務情報の開示をめぐる法問題(二・完)

..... 西鳥羽 和 明

地域情報化をめぐる政策ネットワーク……風 間 規 男

—— ニューメディア政策の失敗構造 ——

アメリカにおけるセクシャル・ハラスメント

..... キャロライン・ウェルチ

(木 村 仁 訳)

わが国における違憲立法審査制の動向の一考察

..... 重 村 博 美

—— 司法積極主義と消極主義の視点から ——

第四十七卷 第三・四号 目次

論 說

献呈の辞..... 畑 博 行

法の支配と司法審査制..... 畑 博 行

—— 法治主義との対比において ——

法曹の在り方(問題提起)..... 石 田 榮 仁 郎

—— 量的・質的基盤整備 ——

再審理由における「証拠の明白性」の判断方法について

—— 白鳥・財田川法理の光と影 —— 山 本 正 樹

情報公開の実施機関(一)..... 西鳥羽 和 明

—— 議会、警察、地方公社について ——

労働科学と法の関連性..... 三 柴 丈 典

—— 日独労働安全衛生法の比較法的検討 ——

(学会報告予備説) ——

翻 訳

ニュージーランドの少年法(解説)..... 高 橋 貞 彦

—— トラスキーの家族法・第二章 ——

雑賀芳三教授略歴及び業績

記事

平成十一年度 大学院法学研究科

一 修士(法学)の学位取得者と修士論文の題目(学籍番号順)

石田佳緒理 辞任した取締役と登記請求権

山内 雅之 違法支出の法人税法上の損金性

田中 教彦 移転価格税制に係る条約上の相互協議手続について―移転価格に係る紛争解決―

瀬尾 英之 癌告知における医師の責任

川村 隆子 ペット法に関する一考察―飼い犬を中心に―

山本 直矢 変額保険勧誘時の説明義務違反の法律問題に関する一考察

上垣 善嗣 「統治行為論」の一考察

山内 健史 大島訴訟とサラリーマン税制のあり方

水野 恒夫 インターネットにおけるわいせつ規制と表現の自由

大倉 三和 イスラーム世界の形成と展開

朝間 智広 粉飾決算と取締役の対第三者責任

森 真一 会計監査責任の法的研究

緑間 英士 沖縄県にみる国と地方の関係の一考察

池田 哲男 イギリスにおける近代国家形成についての史的考察

二 博士(法学)の学位取得者と博士論文の題目(論文提出による博士)

陳鴻基(台湾) 議院内閣制の研究―中華民国と日本の政治制度の比較分析―

執筆 者 紹 介 (掲載順)

西 鳥 羽 和 明 (法 学 部 助 教 授)

吉 川 正 史 (法 学 部 講 師)

田 中 美 穂 (法 学 部 講 師)

有 田 伸 弘 (教 職 教 育 部 非 常 勤 講 師)

稲 元 格 (法 学 部 教 授)

編 集 委 員

委 員 長 宮 崎 定 美
委 員 山 野 正 二
委 員 三 島 徹 也

平 成 十 二 年 九 月 二 十 五 日 印 刷
平 成 十 二 年 九 月 三 十 日 發 行

編 集 人 近 畿 大 学 法 学 会

印 刷 所 近 畿 大 学 管 理 部 出 版 印 刷 課

近 畿 大 学 法 学 部 内
發 行 所 近 畿 大 学 法 学 会

東 大 阪 市 小 若 江 三 丁 目 四 一 一
電 話 〇 六 (六 七 二) 二 三 三 三 番
振 替 口 座 大 阪 二 五 一 一 五
郵 便 番 号 五 七 七 一 八 五 〇 二

KINKIDAIGAKU HŌGAKU

THE LAW REVIEW OF KINKI UNIVERSITY

September 2000

Vol. 48

No. 1

Contents

Articles

- The Enforceable Agencies of the Public Access
System in Local Governments(2).....Kazuaki Nishitoba (1)
- Über den UmweltstandardMasashi Yoshikawa (61)
- The pursuit of the Multinational Enterprise group liability
on the basis of the economic unity
—from the viewpoint of the substantive law, conflict of laws,
and the jurisdiction to prescribe.....Miho Tanaka (85)
- Reexamining “Double Standards” on Judicial Scrutiny
.....Nobuhiro Arita (133)

Translation

- Wilhelm Ebel, Lübisches Recht im Ostseeraum (1967)
.....Itaru Inamoto (208)

THE LAW SOCIETY
OF
KINKI UNIVERSITY

OSAKA JAPAN